

難病の方の生活を考える

川崎市では、障害のある方が安心して暮らせる地域づくりを目指して、地域自立支援協議会を中心としてさまざまな取り組みを行っています。

今年4月より、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」になりました。この法律では制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者（児）の定義に新たに政令で定める難病等が追加され、難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが、一定の障害がある方々が障害福祉サービス等の対象となりました。法律が変わったことで難病の方を取り巻く課題はどうなったのか、どのようなニーズ、期待があり、実際の支援はどうなされているのかなど、行政説明だけでなく、難病が対象となった経緯、当事者の方にも語っていただき、皆さんで現状を把握できればと考えます。

日 時 平成25年7月10日（水） 13：30～16：30

場 所 生涯学習プラザ401大会議室 ※裏面参照

定 員 100名（先着順） ※裏面の申込書にてお申し込みください

参加費 無料

【プログラム】

13：00 受付開始

13：30 開会

13：40 障害者差別解消法について 川崎市障害計画課計画推進係長 柳原成行氏

13：55 障害者総合支援法の新たな対象となった難病について
宮前区保健福祉センター所長 益子まり氏

14：40 川崎市における難病に関する取り組みについて
川崎市障害計画課自立支援係長 小林佳子氏

15：20 当事者の方のお話 2名（予定）

16：30 閉会

【申し込み・問い合わせ先】

特定非営利活動法人 川崎市障害福祉施設事業協会

〒213-0011 川崎市高津区久本3-6-22 ちどり3F

電話044-829-6610 FAX044-829-6620

難病の方の生活を考える

参加申込書

| | | | |
|---|-------|----|--|
| 氏名 (代表者に○印をおつけください) | | 所属 | 必要な方は○でお囲みください。 <ul style="list-style-type: none"> • 車いすスペース • 手話通訳 • 要約筆記 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> • 車いすスペース • 手話通訳 • 要約筆記 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> • 車いすスペース • 手話通訳 • 要約筆記 |
| 先代表者連絡 | 住所 | 〒 | |
| | 電話番号 | | |
| | F A X | | |
| ご質問欄 ※セミナー当日、特にお聞きになりたいことがありましたらこちらにご記入ください。 | | | |

【申込締切】6月24日(月)必着 (定員を超えて受講できない場合のみ、ご連絡を差し上げます。)

※手話通訳または要約筆記をご希望の方は**6月26日(水)まで**にお申し込み下さい。

【会場】川崎市生涯学習プラザ



<交通>

- JR南武線 武蔵小杉駅より徒歩12分
- 東急東横線 元住吉より 徒歩10分

※駐車場の台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください